

問Ⅵ - 6 - ② (別表H)

毎期、公益目的事業の収入で公益目的事業を実施する法人において、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の区分が赤字の場合、公益目的増減差額(別表H(1)の1欄)はマイナスとなるのではないのでしょうか。

令和5年12月の内閣府令改正の趣旨を教えてください。

答

- 1 別表Hにおいて、公益目的取得財産残額(別表H(1)の24欄)は、公益目的増減差額(同1欄)と公益目的保有財産(同21欄)の合計額として算定されます。

元々公益目的事業財産を多く保有していない法人で、かつ、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計がいわゆる赤字(\*)であっても、公益目的事業費を計上している法人においては、実態としては法人会計等から公益目的事業の赤字を補填しているケースが多いと考えられます。その場合の会計処理として、法人会計等から公益目的事業会計へ財産の振替をせずに直接費消している場合と、法人会計等から公益目的事業会計へ財産の振替(他会計振替)をした上で公益目的事業費に費消している場合があります。後者の場合は、公益目的事業財産の増減が見合っているため公益目的増減差額は減少しませんが、前者の場合は、公益目的事業財産が増加せずに公益目的事業費の支出がなされるため公益目的増減差額は減少することになります。

(\*)赤字は他会計振替前一般正味財産増減額で判断しています。

- 2 この点につき、以下の理由から、公益目的増減差額がマイナスとなる場合は、ゼロと解釈すべきであると考えられます。

公益目的増減差額がマイナスになると、当該マイナス分はその事業年度以降もカウントされるため(認定法施行規則第48条第3項柱書)、上記1の前者の理由により公益目的増減差額のマイナスが継続している法人(A法人とします)では、公益目的増減差額のマイナス幅が年々拡大し、当該マイナス幅が公益目的保有財産の額を上回る場合には、公益目的取得財産残額もマイナスになります。他方、法人会計等から公益目的事業会計に他会計振替により資金を振り替えて公益目的事業に使用している上記1の後者の法人(B法人とします)は、たとえA法人と同じ事業を同じだけ実施していても、公益目的増減差額がマイナスとなることはなく、公益目的取得財産残額もA法人と比べ減少しません。

そして制度上、公益法人は、自らの意思で認定取消しが可能となっていることから(認定法第29条第1項第4号)、例えば、A法人が、公益目的事業に対する寄附を受けた後、認定取消しを申請することで、当該寄附のうち、公益目的取得財産残額のマイナスに相当する額の財産を一般法人となるA法人が自由

に使用・処分できることとなります。したがって、公益目的増減差額のマイナスを容認することは、公益目的事業の実施のために寄附をした寄附者の意向と反し、不公正な結果をもたらすこととなります。

- 3 上記の観点から、内閣府は、法の目的を徹底し、不公正を避けるため、これまで別表Hの手引き改訂等により、「別表Hの公益目的増減差額がマイナスとなる場合は、公益目的事業における実際の財産の費消状況を踏まえて、ゼロと解釈すべき（このため公益目的取得財産残額も当然ゼロ以上となる）」と指導してきましたが、認定法令に明文の根拠規定はなく、マイナスも許容されとの御意見もありました。
- 4 以上の経緯・御意見等も踏まえ、現在検討中の公益法人制度改革において、別表など提出書類の合理化等が議論されました。その中で、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表Hを用いた公益目的取得財産残額の算定については、① 公益目的事業財産や公益目的取得財産残額の商品・定義を再整理（必要に応じて法令改正）、② 公益目的事業会計の区分経理を徹底、③ 取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討することとしています。
- 5 一方で、上記改革後の手法に全法人が完全に移行するまでの間、別表Hに係る見解は統一する必要があることから、別表Hの算定上、公益目的増減差額及び公益目的取得財産残額はいずれも「マイナスの場合はゼロ」とすることを明確化するため、令和5年12月に内閣府令の改正を行ったものです。
- 6 なお、今後の制度改革までの間に実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。

※ 改訂前の手引きにおいて「(ウ) (ア) (イ) により算定される1欄の額が、別表C(2)の公益目的の3. から6. の期末帳簿価額の合計額よりも小さい場合には、当該合計額に達するまでの額に相当する額。」という記載について、遊休財産の控除対象財産である、3～6号財産のうち公益目的に関するものは、公益目的事業に使用し、又は使用するために保有している財産であることから、当該財産の帳簿価額の合計額よりも公益目的増減差額が少なくなることは基本的に想定されませんが、これらの関係については、実際に認定取消しとなった際に調整を行うことといたします。

(参照条文)

認定規則第 48 条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額（その額が零を下回る場合にあっては、零）をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零）

二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

3 前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあっては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ～ヌ （略）

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となった額

二 （略）

4 （略）

(公益目的取得財産残額の変動の報告)

認定規則第五十条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2 （略）

3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 取消し等の日における公益目的増減差額

二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額

4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なることを認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。